

# 社会福祉法人本宮市社会福祉協議会備品用具貸与要綱

平成30年 4月 1日制定

(目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、所有する備品用具（以下「備品等」という。）の貸与を通じ、本宮市内でボランティア及び地域福祉活動を行う個人・団体を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 備品等の貸与は、本宮市内で活動しており、次の各号のいずれかに該当する個人・団体（法人格の有無は問わない）に対して行うものとする。ただし、営利を目的としたものを除く。

- (1) 市内のボランティア、地域福祉活動、自治会等で活動する個人・団体
- (2) 福祉教育を推進するために、学校関係等で備品が必要な団体
- (3) 市内でイベントや講習会などの行事を行う個人・団体
- (4) 特別な事由により本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた個人・団体

(貸与品目)

第3条 貸与品は本会が所有する別表第1に掲げた備品等とする。

(貸与期間)

第4条 貸与期間は、申請人の申請する期間（最長14日間）とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、更に期限を設けてこれを延長することができる。

(貸与料金)

第5条 備品等の貸与料は無料とする。

(申請及び貸与の決定)

第6条 備品等の貸与を受けようとするものは、備品用具貸与申請書（様式第1号）により、申請するものとする。

- 2 会長は前項の申請があったときはその可否を決定し、備品用具貸与承認通知書（様式第2号）又は、備品用具貸与不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(貸与及び返却方法)

第7条 原則として借受人又はその代理人が備品等を直接搬入又は返却をする。また、備品等を返却する際は、点検、確認の上、貸与された時と同じ状態で返却する。

(管理・安全・賠償責任・免責事項)

第8条 借受人は、借入用具の管理保全に努めるとともに、他に貸与してはならない。使用中の事故等による損害は、借受人の責任において原状に復して返却しなければならない。ただし、災害等によりやむを得ないと認められる場合は、協議の上決定する。また、備品等による負傷並びに備品等の盗難若しくは損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に貸与された貸与品は、この要綱の相当規定により貸与されたものとみなす。

### 備品用具貸与申請書

年 月 日

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL \_\_\_\_\_

下記により、備品用具の貸与を申請します。

貸与希望用具	
貸与希望期間	貸出： 年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	返却： 年 月 日 ( ) 午前・午後 時
使用日	年 月 日 ( )
【使用目的】	

【申請の前にお読みください】

- ・備品用具は、大切に取扱いご使用ください。
- ・ご利用中、不注意により破損・損失・紛失した場合は、災害等やむを得ない場合を除き、借受人の責任において弁償していただきます。
- ・備品用具を返却する際は、点検・確認の上、貸し出された時と同じ状態で返却してください。

決裁・職員記入欄

決 裁	受 付	返 却		確 認 事 項
(印)	(印)	月 日	(印)	<input type="checkbox"/> 破損 無 ・ 有 ( ) <input type="checkbox"/> 紛失 無 ・ 有 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

備品用具貸与承認通知書

年 月 日

申請者（借受者）

氏名 \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 ⑩

さきに申請のありました福祉用具の貸与につきましては、下記のとおり承認いたしましたので通知いたします。

記

貸与希望用具	
貸与希望期間	貸出： 年 月 日（ ） 午前・午後 時
	返却： 年 月 日（ ） 午前・午後 時
使用日	年 月 日（ ）
【使用目的】	

【貸与に関する注意事項】

- ・備品用具は、大切に取扱いご使用ください。
- ・ご利用中、不注意により破損・損失・紛失した場合は、災害等やむを得ない場合を除き、借受人の責任において弁償していただきます。
- ・備品用具を返却する際は、点検・確認の上、貸し出された時と同じ状態で返却してください。

《お問い合わせ》

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

本 所：本宮市本宮字千代田 60-1 電話番号 0243-33-2006

支 所：本宮市和田字石上 127（あだたら憩の家内） 電話番号 0243-44-2133

~~第 1 児 童 館：本宮市本宮字馬場 74-1 電話番号 0243-63-1611~~

あぶくま憩の家：本宮市本宮字立石 39-2 電話番号 0243-33-1838

様式第3号（第6条第2項関係）

## 備品用具貸与不承認通知書

年 月 日

申請者（借受者）

氏名 \_\_\_\_\_ 様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 ㊟

さきに申請のありました福祉用具の貸与につきましては、不承認となりましたので通知いたします。

記

貸与希望用具	
貸与希望期間	貸出： 年 月 日（ ） 午前・午後 時
	返却： 年 月 日（ ） 午前・午後 時
使用日	年 月 日（ ）
【使用目的】	

《お問い合わせ》

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

- 本 所：本宮市本宮字千代田 60-1 電話番号 0243-33-2006
- 支 所：本宮市和田字石上 127（あだたら憩の家内） 電話番号 0243-44-2133
- ~~第 1 児 童 館：本宮市本宮字馬場 74-1 電話番号 0243-63-1611~~
- あぶくま憩の家：本宮市本宮字立石 39-2 電話番号 0243-33-1838